

県中地域で味噌の加工、製造及び販売をしていた申立人について、基準年度を直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成20年度から平成22年度の3年間の平均値とした上で、風評被害による逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下まとめて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ① 避難費用（避難交通費）
 ② 避難費用（宿泊費）
 ③ 営業損害（逸失利益）
 ④ 精神的損害

期 間

- ①及び② 平成23年3月11日から同年3月末日まで
 ③ 平成23年3月11日から同年12月末日まで
 ④ 本件事故発生当初の時期

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、2,662,120円の支払義務があることを認める。

（内訳）

避難費用（避難交通費）	48,000円
避難費用（宿泊費）	73,350円
営業損害（逸失利益）	2,420,770円
精神的損害	120,000円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金240,000円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項④記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月26日

（仲介委員 尾野恭史）